

技術者紹介基本契約書

貴社（以下甲と称す）がオーテックコンサルタント株式会社（以下乙と称す）に技術者の検索および紹介を委嘱するにあたって、甲乙間で下記の通り契約を締結する。

第1条 委嘱事項

甲は乙に、技術者の検索および紹介を委嘱する。甲は乙の所定の書式により、甲の業務内容及び求人内容の条件を提供する。

第2条 委嘱登録料

甲が乙に対して行う技術者の検索および紹介の委嘱にあたっての登録料は無料とする。

第3条 紹介手数料

甲は、乙が紹介した人材を甲が採用決定した場合、甲は乙に対し下記の条件で紹介手数料を支払うものとする。

1. 紹介手数料

| 資格 | 紹介手数料 | 摘要 |
|---------------------------------|--|--|
| 技術士 コンサルタント 診断士 一級建築士等 | 理論年収の30%とする | ・第1種電気主任技術者 ・認定技術管理者・高度技術者 ・専門性の高い技術者 ・機械器具設置工事資格者 |
| | 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する | |
| RCCM 電気工事士等 補償業務管理士 | 理論年収の30%とする | ・第2、3種電気主任技術者 ・1、2級電気工事施工管理技士 ・第一、二種電気工事士 ・同等程度の専門技術者 |
| | 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する | |
| 施工管理技士等 環境計量士 | 理論年収の30%とする | ・1、2級土木施工管理技士 ・1、2級建築施工管理技士 ・二級建築士・測量士 ・同等程度の専門技術者 |
| | 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する | |
| その他の 技術者等 | 理論年収の25%とする | ・設計、施工技術者等 |
| | 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する | |

※1. 契約期間は1年間とし、甲乙のいずれより申し出がない場合、その後の1年間、契約を更新したものとし、その際、更新登録料は無料とする。その後の1年毎の更新についても同様とし無料とする。なお、新たに技術者紹介基本契約書を締結した場合には、最新の技術者紹介基本契約書の内容に更改されたものとする。

※2. 理論年収：(月額基本給+定額支給及び定期的に支給が見込まれる諸手当の合計)×12ヶ月
+年間賞与支給予定額+その他【実質給与と考えられる手当等、一時金等の年間相当額】
但し変動しない超過勤務手当は含み、変動する超過勤務手当、通勤手当等は含みません。

2. 支払いは、入社日又は資格登録日のいずれか早い日より、15日以内とする。

3. 消費税は別途加算する。

第4条 特命事項

甲が乙に対して、前各号に規定する以外の特命事項を委嘱する場合は、別途協議のうえ、活動資金等必要経費を請求できるものとする。

第5条 機密の保持

甲及び乙は、本業務より知り得た互いの業務上の情報を機密とし、甲及び乙が書面により承諾をした場合を除き、いかなる第三者にも開示・提供することはできない。

第6条 合意管轄

本契約に関して紛争が生じたときは、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所として解決する事に合意する。

第7条 その他

本契約に定めなき事項に関しては、信義誠実の原則に従ってその都度甲乙協議の上、決定する。

覚 書

貴社（以下甲と称す）とオーテックコンサルタント株式会社（以下乙と称す）において

- (1) 乙が甲に紹介した技術者が、国土交通省等に技術者側の都合により資格が登録出来なかった場合（但し、入社日より90日以内の申し出に限る）、乙が甲に紹介した技術者が入社しなかった場合、同等程度の技術者を1ヶ月以内に無料にて再度紹介するものとする。
但し、1ヶ月以内に同等程度の技術者を紹介出来なかった場合、45日以内に当初契約紹介手数料の100%を返金するものとする。
 - (2) 技術者の自己都合（死亡含む）および技術者の責による解雇（退職）により入社日より3ヶ月未満に退職した場合、同等程度の技術者を1ヶ月以内に無料にて再度紹介するものとする。但し、退職日より1ヶ月以内に同等程度の技術者を紹介出来なかった場合、下記により紹介手数料を返金するものとする。
 - ・入社後1ヶ月未満 当初契約紹介手数料の90%を返金するものとする。
 - ・入社後3ヶ月未満 当初契約紹介手数料の60%を返金するものとする。
 - (3) 採用決定から入社日までの間に、採用者が採用者側の都合により内定取消を行った場合でも、甲は乙に対し紹介手数料を支払うものとする。
 - (4) 採用した技術者の雇用条件等が採用後、1年以内に変更になり、報酬が増額変更になった場合、或いは紹介料の支払いを少なくする為、故意に低い報酬を提示する等、信義則に反する行為があった場合、採用時の報酬に対しその差額の紹介料を乙は甲に請求できる。
但し、通常の給与改定に係る報酬の増額に関してはこれを含めない。
 - (5) 甲が乙から紹介された人材を紹介日または面接日から1年以内に採用した場合、或いは信義則に反する行為により採用した場合、乙は甲に対し紹介料を請求できる。
 - (6) 面接時の交通費について
甲は技術者に対し採用、不採用にかかわらず、面接場所までの往復の交通費の実費を負担するものとする。
- 本覚書の合意の証として本書2通を作成し、甲乙各々1通を保有するものとする。